

# Office News

December, 2019

社会保険労務士 **ハセガワ** 事務所



## トピックス

### 年次有給休暇取得率の調査結果と今後

厚生労働省は平成31年「就労条件総合調査」の結果を公表しました。調査によれば、年間の年次有給休暇の平均取得率は52.4%で、前年に比べて1.3ポイント上昇しています。取得率を企業規模別に見ると、

< 従業員 1,000人以上 >	58.6%
< 従業員 300～999人 >	49.8%
< 従業員 100～299人 >	49.4%
< 従業員 30～99人 >	47.2%

となっており、企業規模により最大10ポイント近くの差が見られました。

また、公表された調査によれば、週休制の形態別適用労働者割合を見ると、「完全週休2日制」が適用されている労働者割合は57.0%とありますが、その割合は企業規模が小さくなるほど低くなっています。年間休日総数についても、1企業平均108.9日、労働者1人平均114.7日となっていますが、いずれも大企業ほど多く、小規模企業ほど少なくなるという傾向は変わりません。

今回の調査結果からわかる通り、中小企業では従来から休日が少ないという実態があります。働き方改革による大企業の時間外労働削減のしわ寄せが中小企業にも及んでおり、年次有給休暇取得義務化への対応は、特に中小企業にとって困難となることが予想されます。

まずは、自社の時間外労働や年次有給休暇取得の実態を分析し、根本的な問題への対応を検討することから始めていきましょう。



## 労務相談Q & A



シロクマ  
人事部長

パンダ先生、こんにちは。  
先月より経理課に派遣社員を受け入れることになりました。

経理課は派遣社員以外に2名の正社員が所属しております。先日、正社員が不在だったため派遣社員に電話対応を頼んだのですが、「契約内容に電話対応は含まれていません」とクレームがありました。正社員の補助として受け入れたので、困惑しています。



パンダ  
社労士

シロクマ部長、こんにちは。  
御社（派遣先）が派遣労働者に対して指揮命令をすることができるのは、派遣会社（派遣元）との間で締結する労働者派遣契約に基づきます。したがって労働者派遣契約に定められていない業務については指揮命令を行うことはできません。

労働者派遣契約の内容は、(1)業務内容、(2)労働に従事する事業所の名称、所在地、就業場所、(3)就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者、(4)派遣の期間及び派遣就業する日、(5)終業開始及び終了の時刻、休憩時間、(6)安全・衛生に関する事項、などです。これらの内容について派遣元が派遣労働者に書面で明示することで、派遣元・派遣先・派遣労働者が業務の内容について同じ認識を持った上で就業することになります。

ただ、業務内容については、線引きしにくい内容や、派遣先と労働者との関係などによって判断にずれが生じやすいのも事実です。契約書に記載する業務内容が重視されるのは当然ですが、事前にすべての業務内容を取り決めることは実質不可能ですので、お互いが気持ちよく仕事ができる環境づくりを心がけることが大切です。



## 今月の実務スケジュール

- 冬期賞与の支給、賞与支払届提出
- 年末調整の実施
- 御歳暮、年賀状、カレンダーの発送
- 取引先・関係団体への年末あいさつ
- 年末の大掃除の準備と実施



## 連絡先

- ◆所在地：〒573-1125 大阪府枚方市養父元町 43-2  
★京阪本線「牧野」駅から徒歩 10分
- ◆TEL：072-396-4870（サンキュー労使ハナマル）
- ◆FAX：072-396-4780（サンキュー労使悩まん）
- ◆メール：info@sharoshi-hasegawa.com
- ◆ホームページ：http://sharoshi-hasegawa.com